

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年5月27日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 0件 |

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500010 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500001 号

第 1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を 12 万円、請求期間②から⑤までを 11 万 9,000 円、請求期間⑥を 11 万 6,000 円、請求期間⑦から⑩までを 11 万 9,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑩までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑩までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 6 月 10 日
② 平成 19 年 12 月 10 日
③ 平成 20 年 6 月 10 日
④ 平成 20 年 12 月 10 日
⑤ 平成 21 年 6 月 10 日
⑥ 平成 21 年 12 月 10 日
⑦ 平成 22 年 6 月 10 日
⑧ 平成 22 年 12 月 10 日
⑨ 平成 23 年 6 月 10 日
⑩ 平成 23 年 12 月 10 日

A事業所から請求期間に賞与が支給されていたので、保険給付の対象となる標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 5 月 26 日付けで当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届 (以下「賞与支払届」という。) を年金事務所に対し提出しており、オンライン記録によると、当該期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

しかしながら、年金事務所が保管する前述の賞与支払届に添付されていた源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、A事業所から請求者に対し、請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額

の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、請求期間①を12万円、請求期間②から⑤までを11万9,000円、請求期間⑥を11万6,000円、請求期間⑦から⑩までを11万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、前述のとおり、請求期間に係る賞与支払届を当該期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500011 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500002 号

第 1 結論

請求者のA事業所における請求期間①から⑥までを 14 万 5,000 円、請求期間⑦を 14 万 3,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑦までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 12 月 10 日
② 平成 21 年 6 月 10 日
③ 平成 21 年 12 月 10 日
④ 平成 22 年 6 月 10 日
⑤ 平成 22 年 12 月 10 日
⑥ 平成 23 年 6 月 10 日
⑦ 平成 23 年 12 月 10 日

A事業所から請求期間に賞与が支給されていたので、保険給付の対象となる標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 5 月 26 日付けで当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に対し提出しており、オンライン記録によると、当該期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

しかしながら、年金事務所が保管する前述の賞与支払届に添付されていた源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、A事業所から請求者に対し、請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、請求期間①から⑥までを 14 万 5,000 円、請求期間⑦を 14 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、前述のとおり、請求期間に係る賞与支払届を当該期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。